

6305.33 1 .ポリエチレン製のもの(重量が1平方メートルにつき100グラム以下の織物類から製造したもの)

本細分には、ポリエチレン製の比較的薄手のストリップ(フラットヤーン)を織り、縫製し、袋状にしたものが含まれる。

本品は、主として、土木現場等で、土をつめて土のうとして用いられる「土のう袋」や農作業において使用される袋等である。

(注)織物の両面をプラスチックで塗布し又は被覆したものを袋としたものは、本細分には分類されない。

6307.90 1 .Damper felt in strip

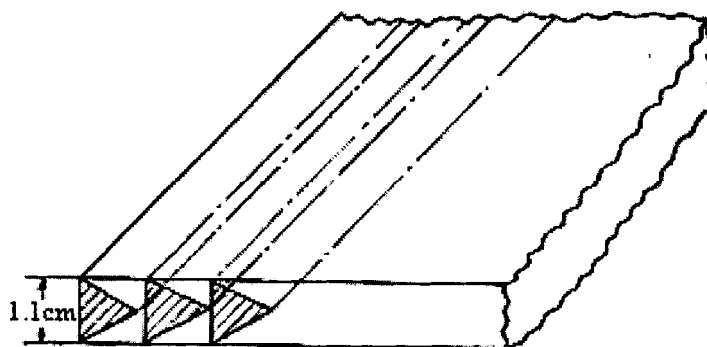
本品は、横断面が正三角形(1辺の長さ1.1センチメートル)の棒状(長さ70センチメートル)のフェルトであり、厚さ1.1センチメートル、幅70センチメートルの長尺のフェルトから参考図のように切り出して作ったものである。

本品は、所定の長さ(2センチメートルから4センチメートルまで)に切断し、ピアノの中音用ダンパー(減音器)に取り付けて使用される。

第11部の注7(a)の規定により、同部において「製品にしたもの」に含めないこととされている織物類は、単に長方形(正方形を含む。)に裁断したシート状のものをいうものと解される。本品は、シート状の長尺のフェルトを切ることにより得られた物品であるが、すでにシート状ではなく三角柱状になっているので、前記の単に長方形(正方形を含む。)に裁断した織物類には該当しない。また、本品は、これを単に短く切断することによりそのままピアノのダンパーに取り付けられるようにした物品であるので、製品の性格を有しているものと認められる。

したがって、本品は、フェルト製品として本号に属する。

参考図 Damper felt in strip



6307.90 2 . P . V . C . 製 car cushion

本品は、自動車の座席に置いて通風をよくするために使用される物品であり、通常のいすの座と背もたれに相当する二つの部分から成る。両部は、ともに卑金属製の枠にポリ塩化ビニル製の細長い材料を網状に組んで張ったものであり、互いに連結されているが、本品自体でその角度を固定することはできない。当該材料の横断面は弓形で、その弦の長さは 3.2 ミリメートル、弦の中点から弧までの距離は 0.7 ミリメートルである。

本品は、自動車の座席の上に置いて使用され、かつ、座部と背もたれ部とは、相互の角度を自ら固定できないので、第 94.01 項のいすその他の腰掛けには該当しない。

本品は、人造プラスチック製の細長い材料により作られた製品と認められ、当該材料は、その形状及び寸法から、第 5404.90 号に該当する合成繊維のストリップと認められる。したがって、これを組んで作った本品は、第 63 類の注 1 の「紡織用繊維の織物類を製品にしたもの」に該当するので、紡織用繊維のその他の製品として本号に属する。